

2006年11月20日

ソルベンシーマージン基準のあり方について

深尾光洋  
慶應義塾大学教授  
日本経済研究センター  
理事長

1. 会社のガバナンスシステム、競争条件の公平性、監督システムを全体として見たときに健全性維持と顧客保護に有効な枠組みになっていることが必要

会社内部のガバナンスシステム

株式会社：株主総会、取締役会

相互会社：総代会、取締役会

自己資本維持規定

外部監査、内部監査、保険計理人

破綻処理制度

倒産処理制度

基礎率変更制度（破綻前の予定利率引き下げ制度）

競争条件の公平性

簡易保険、J A 共済の存在

監督システム

保険商品販売の事前審査制度

監督庁による検査

大口信用供与規制

ソルベンシーマージン基準

早期是正措置

将来収支分析

破綻後の契約者保護

保険契約者保護機構

2. 保険会社監督の難しさ

生命保険会社は超長期の保険引き受けリスクを抱えている

長期的な基礎率の変動を予想することが困難

独特の保険契約に関する会計基準

責任準備金の一部は「資本」にあたらぬか

ロックイン方式の保険債務評価

相互会社と株式会社の併存

### 1995 年保険業法改正による相互会社の変化

保険契約は減資可能な資本から負債に変質

相互会社の「資本」の範囲と位置づけ

大口信用供与規制における分母は資本か総資産か

予定利率引き下げの場合に保険契約と劣後債務・基金のどちらを優先債権とすべきか

現在は劣後債務・基金が保険契約に優先している

本来、保険契約を優先させるべきではないのか

ソルベンシーマージンの分子の定義に影響

株式会社の抱える有配当契約の扱い

株主配当と保険契約への配当の配分

### 3. 保険会社の監督からみたソルベンシーマージン基準の位置づけと問題点

将来収支分析とソルベンシーマージン基準の両者によって健全性を確保する

長期的な存続可能性：将来収支分析

短期的なリスク保有額：ソルベンシーマージン基準

1年程度の短期的な観点でリスクに対して資本が十分か検証する

現行の将来収支分析とソルベンシーマージン基準の問題点

過小なリスクウエート

株式リスクウエートが過小ではないか

為替リスクウエートが過小ではないか

予定利率リスクの計算方式が根本的に間違っていないか

ALM で考えるべきではないか

外貨建債務と資産を両建てにした場合の資産サイドのリスク計算が不適當

ソルベンシーが上げ底になっていないか

将来利益を3重に計上

税効果会計による資産の水増し

半年分の将来利益を計上可能（しかも簿価ベースの決算）

内部留保の税効果相当額（上記の税効果会計とは別）の計上

劣後債務の算入は比率の比較を困難にする

劣後債務で補完項目が大きい会社とコア資本が大きい会社が同列になる

損失が発生した場合、補完項目が大きい会社の方が脆弱

銀行と生保の間の資本の持ち合いが排除されていない

有効性の事後検証がなされているのか

破綻保険会社のデータで十分な見直しが行われてきたのか不明確

#### 4. ソルベンシーマージン規制見直しの方向性

ソルベンシーの定義の厳格化

将来利益の排除

清算価値のない資産の排除

劣後債務の排除

他の金融機関との持ち合い分を排除

退職給付債務の考慮

解約返戻金を上回る責任準備金のソルベンシー算入を制限

責任準備金対応債券、満期保有債券の含み損益の算入

リスクウェートを1年半程度の資産価値変動に安全割り増しを加えたものに変更

株式、外貨建て資産、不動産のリスクウェート引き上げ

予定利率リスクを資産・負債の期間のミスマッチとして計算すべき

期限前解約リスクについては将来収支分析で厳格に対応

外貨建契約と外貨建資産の両建てに対応した計算方式にすべき

デリバティブ取引によるリスク削減分の計算の適正化

以 上